

県民まちなみ緑化事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市地域において、環境改善や防災性の向上等を図るために県民が実施する緑化活動に対し、兵庫県が県民緑税を財源として補助を行う県民まちなみ緑化事業に関し必要な事項を定める。

(内 容)

第2条 県民まちなみ緑化事業の内容は、第5条に定める市町が作成する地区緑化計画に整合する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般緑化
- (2) 校園庭の芝生化
- (3) ひろばの芝生化
- (4) 駐車場の芝生化
- (5) 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- (6) 都心緑化

- 2 前項各号に掲げる事業の補助内容は、別表1から別表6までに定めるものとする。
- 3 販売用資産等において販売を目的として所有者、販売事業者、管理者等が実施する緑化は補助対象外とする。

(対象者)

第3条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事業（前条第1項第1号に掲げる事業のうち別表1に掲げる一般緑化（まちなか花壇）（以下「一般緑化（まちなか花壇）」という。）を除く。）の対象者は、国、地方公共団体、公社等を除く次の各号に掲げる者（以下「住民団体等」という。）とする。

ただし、前条第1項第2号及び第3号に掲げる事業において、芝生化箇所の利用・維持管理を複数の者が行う場合は、これらの者（土地所有者又は管理者を含む）で構成される団体（以下「芝生化実行委員会」という。）とする。

- (1) 構成員が概ね10名以上で、かつ、年間を通じて恒常的に活動を行っている自治会、婦人会、老人会など地域を基盤として活動する団体及び地域住民の参画により緑化など一定のテーマを目的として活動に取り組む団体
- (2) まとまった面積の緑化が可能な土地の所有者・管理者等
- (3) その他知事が適当と認める者

2 前条第1項第1号に掲げる事業のうち別表1に掲げる一般緑化（修景）の対象者は、原則として前項第1号に掲げる団体とする。

3 前条第1項第1号に掲げる事業のうち別表1に掲げる一般緑化（まちなか花壇）の対象者は、市町とする。

なお、当該事業の実施にあたり、県が定める方針に基づき市町が「まちなか花壇緑化計画」を作成し緑化基盤整備を行うとともに、樹木等の植栽や維持管理等の緑化活動を行う団体を決定し、実施するものとする。

4 前条第1項第6号に掲げる事業の対象者は、法人、個人、住民団体及び市町等で構成される

団体（以下「協議会」という。）とする。

（対象地域）

第4条 第2条第1項第1号、第3号から第5号までに掲げる事業の対象地域は、次の各号に掲げる区域とする。

- （1）都市計画法第7条に規定する市街化区域
- （2）都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち都市計画法施行条例第4条に規定する指定区域及び同条例第8条に規定する特別指定区域
- （3）都市計画法第8条に規定する用途地域が定められた区域
- （4）緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域
- （5）前4号に準ずる区域として別に定める区域

2 第2条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を前条第1項第1号に掲げる者が公共用地において実施する場合には、前項の規定にかかわらず、対象地域は次の各号に掲げる区域とする。

- （1）都市計画法第5条に規定する都市計画区域
- （2）緑条例第9条第1項第3号に規定する区域
- （3）前2号に準ずる区域として別に定める区域
- （4）前項第4号及び第5号に掲げる区域

3 第2条第1項第1号に掲げる事業のうち一般緑化（修景）は、前項に定める区域から眺望可能な区域も対象とする。

4 第2条第1項第2号に掲げる事業の対象地域は、県下全域とする。

5 第2条第1項第6号に掲げる事業の対象地域は、国勢調査の結果による人口集中地区（以下「人口集中地区」という。）内に所在する駅から半径概ね1キロメートル圏内の区域とする。

（市町緑化計画の作成等）

第5条 市町長は、市町の関連施策との整合を図るとともに、環境改善や防災性の向上等を図る観点から、市町域の適当な区域ごとに地区緑化計画を作成し、当該計画を事業実施予定箇所を所管する県民局長又は県民センター長（ただし、神戸県民センター管内は知事、阪神南県民センター管内は阪神北県民局長、西播磨県民局管内は中播磨県民センター長）に提出することとする。

（補助金の交付申請）

第6条 第2条第1項各号に掲げる事業による補助を受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記入の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、別表1から別表6までに定めるところにより補助する。

3 別表1から別表6までにより難しいときは、別途協議による。

（補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 6 条関係)

一般緑化			
<p>一般緑化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>			
植栽			
<p>(補助条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は 30 m²とする。 <p>ただし、第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者が人口集中地区以外の地区で実施する場合は 100 m²とする。</p>			
補助対象	補助率	m ² 限度額	限度額
緑化資材費 (苗木、多年草、プランター (概ね 100 リットル以上のものに限る)、肥料等、支柱、その他の資材費)、施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円 (プランターを用いて緑化する場合、15 万円/基)	250 万円
<p>ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者が公共用地において実施する場合は、以下のとおりとする。</p>			
補助対象	補助率	m ² 限度額	限度額
上記補助対象のうちの緑化資材費、補助事業の対象となる者自らによる施工が困難な工事にかかる施工費及び諸経費	10/10 以内	8,000 円 (プランターを用いて緑化する場合、30 万円/基)	400 万円
生垣			
<p>(補助条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した土地であること。 ・延長 5 m 以上とすること。 ・樹高 1 m 程度の常緑樹を 1 m 当たり 2～3 本植栽すること。 			
補助対象	補助率	m 限度額	限度額
緑化資材費 (苗木、肥料等、支柱、その他の資材費)、施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円	75 万円
戸建て住宅、その他これらに類する建築物の生垣設置は、連たんする敷地で行う緑化を対象とする。			
修景			
<p>周囲の景観を著しく害する土地における修景を図ることを目的に、次の各号で実施する植栽帯の整備による緑化とする。</p> <p>(1) 土石採取跡地 (2) 廃自動車置き場等</p> <p>(補助条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低本数は、高木のみの場合には 10 本、低木のみの場合には 100 本とする。 <p>なお、高木と低木が混在する場合は、高木 1 本を低木 10 本に換算する。</p>			
補助対象	補助率	限度額	
緑化資材費 (苗木、多年草、肥料等、支柱、その他の資材費) 及び諸経費	10/10 以内	100 万円	

まちなか花壇

(県が定める方針)

- 1 まちなか花壇の整備内容は次のとおりとする。
駅前広場、商店街等、県民の目に留まる場所で整備する花壇又はプランターでの緑化とする。
 - 2 県民が高質で潤いある緑化と実感できるように、「まちなか花壇緑化計画」は次に掲げる事項を配慮すること
 - (1) 中高木、低木、多年草及び花苗（一年草）を組み合わせ、色彩に配慮するとともに立体的でデザイン性の高いもの
 - (2) 花苗の植え替えや花咲く樹木、紅葉する樹木の植栽により、季節の変化が感じられるもの
 - (3) 潤いある豊かな緑化空間を創造するため、必要に応じてプランター、木製デッキ、椅子及びライトアップ機器等の緑化空間を形成する緑化資材と組み合わせたもの
- (補助条件)
- ・最小規模は1箇所当たり 30 m²とする。

補助対象	補助率	m ² 限度額	限度額
緑化資材費（苗木、多年草、一年草、プランター（概ね 100 リットル以上のものに限る）、肥料等、支柱、その他の資材）、施工費及び諸経費	10/10 以内	8,000 円 (プランターを用いて緑化する場合、30 万円/基)	400 万円
緑化基盤整備費（花壇整備、灌水設備、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等）	1/2 以内	—	

別表 2 (第 2 条、第 6 条関係)

校庭の芝生化			
校庭の芝生化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。			
校庭の芝生化			
(補助条件) ・最小規模は 30㎡とする。 ただし、第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者が人口集中地区以外の地区で実施する場合は 100㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費(芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費)、施工費及び諸経費	1/2 以内	30㎡以上100㎡未満	2,500円
		100㎡以上300㎡未満	2,000円
		300㎡以上	1,500円
井戸、ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合、限度額 100 万円(ア、イの限度額の合計)を加算	1/2 以内		600 万円
ア 井戸を設置する場合		—	30 万円
イ ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合		350円	70 万円
ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者又はその者を含む芝生化実行委員会が、公立学校、実施箇所が公開される私立学校等で実施する場合は、以下のとおりとする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
上記補助対象のうちの緑化資材費、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10 以内	30㎡以上100㎡未満	4,000円
		100㎡以上300㎡未満	3,200円
		300㎡以上	2,400円
井戸、ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合、限度額 200 万円(ウ、エの限度額の合計)を加算	10/10 以内		1,000 万円
ウ 井戸を設置する場合		—	60 万円
エ ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合		700円	140 万円

別表3（第2条、第6条関係）

ひろばの芝生化			
<p>ひろばの芝生化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>			
ひろばの芝生化			
<p>(補助条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は30㎡とする。 <p>ただし、第3条第1項第2号に掲げる者が人口集中地区以外の地区で実施する場合は100㎡とする。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	30㎡以上100㎡未満	2,500円
		100㎡以上300㎡未満	2,000円
		300㎡以上	1,500円
<p>ただし、第3条第1項第1号に掲げる者又はその者を含む芝生化実行委員会が、公共用地で実施する場合は、以下のとおりとする。</p>			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
上記補助対象のうちの緑化資材費、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10 以内	30㎡以上100㎡未満	4,000円
		100㎡以上300㎡未満	3,200円
		300㎡以上	2,400円

別表 4 (第 2 条、第 6 条関係)

駐車場の芝生化			
<p>駐車場の芝生化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能、又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>			
駐車場の芝生化			
<p>(補助条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は 1 0 0 m²とする。 ただし、人口集中地区で実施する場合は 3 0 m²とする。 ・駐車区画等の緑化率は概ね 5 0 %以上とすること。 			
補助対象	補助率	m ² 限度額	限度額
緑化資材費 (芝生等多年草、芝生等保護材、碎石、敷砂、肥料等、その他の資材費)、 施工費及び諸経費	1/2 以内	10, 000 円	250 万円
<p>ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者が公共用地において実施する場合は、以下のとおりとする。</p>			
補助対象	補助率	m ² 限度額	限度額
同 上 ただし、施工費は緑化資材費に 0. 25 を乗じた額を上限とする。	10/10 以内	15, 000 円	375 万円

別表5（第2条、第6条関係）

建築物の屋上緑化・壁面緑化			
建築物の屋上緑化・壁面緑化の補助内容は下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。			
建築物の屋上緑化			
(補助条件) ○樹木による屋上緑化 ・最小規模は100㎡とする。 ただし、人口集中地区で実施する場合は30㎡とする。 ・土壌厚は30cm以上とすること。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、植栽基盤、肥料等、地下支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	25,000 円	250 万円
(補助条件) ○芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）による屋上緑化 ・最小規模は100㎡とする。 ただし、人口集中地区で実施する場合は30㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）、植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	10,000 円	250 万円
建築物の壁面緑化			
(補助条件) ○基盤造成型の壁面緑化 ・最小規模は100㎡とする。 ただし、人口集中地区で実施する場合は30㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（多年草（原則としてセダム等多肉植物、コケ類は除く）、木本類、植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	25,000 円	250 万円
(補助条件) ○登はん型、下垂型の壁面緑化 ・壁面に100㎡以上の誘引資材を設置すること。 ただし、人口集中地区で実施する場合は30㎡とする。 ・植栽基盤の横幅は10m以上とすること。 ・ツル性植物（木本類又は多年草）を1mあたり3～5本植栽すること。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（ツル性植物（木本類又は多年草）、誘引資材、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	5,000 円	75 万円

別表6（第2条、第6条関係）

都心緑化		
都心緑化の補助内容は下表のとおりとする。		
都心緑化		
（補助条件） <ul style="list-style-type: none"> ・ 最小規模は1,000㎡以上（緑地等と一体的に形成する緑化空間を含む）とする。 ・ 協議会が策定した「都心緑化計画」に基づく公的空間を豊かにする緑化であること。 なお、都心緑化計画には、協議会の構成員及び役割分担、テーマ性や特色を明示した緑化整備計画、維持管理計画、資金計画等を記載しなければならない。 ・ 道路管理者が法律等に基づく管理権限で行う道路の保全や歩行者、自転車の安全確保、騒音等の環境対策上必要な緑化（並木、植樹帯）の区域は対象としないこと。 		
補助対象	補助率	限度額
緑化資材費（苗木、芝生等多年草、プランター（概ね100リットル以上のものに限る）、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等、肥料等、目土、支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	2,500 万円